

古文書『用下記』^{ヨンハギ}の考証序説

——韓国最古の複式簿記説提唱の背景とその根拠の解明に向けて——

杉 本 徳 栄

要 旨

韓国南西部に位置する全羅南道靈巖郡靈巖里場巖里に約300年にわたって保存されている『用下記』は、「靈巖 南平文氏」による大洞契に関する記録簿である。この『用下記』は韓国最古の複式簿記だと韓国放送公社（KBS）第1テレビや中央日報社の『月刊中央』誌などが一斉に報じた。韓国最古の複式簿記説が提唱された成立背景とその根拠を突き詰めると、韓国精神文化研究院が『古文書集成』を編纂する過程で実施した研究員による調査研究に辿り着く。この調査研究によって導き出された見解は、必ずしも複式簿記の概念やその原理を正しく理解したものとはいえず、また『用下記』は財産管理記録に過ぎないとの認識も広まっている。あらためて第一次資料や関連文献などを精査する必要がある。

I はじめに

2003年4月から5月にかけて、韓国のマスコミ界は、簿記・会計史に視線を向けて大きく報道した。次に示す、公営放送局である韓国放送公社（KBS）^{ハングクバンソンコンサ}第1テレビの「KBS 歴史スペシャル」番組と、韓国三大紙の一角の『中央日報』^{チュンアンイルボ}を刊行する中央日報社が発行する『月刊中央』^{ウォルガンチュンアン}誌によるものである¹⁾。

■韓国放送公社第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組

「KBS 歴史スペシャルーガラス玉の会計 300年前の取引帳簿、朝鮮は信用社会だった」（KBS 2003年4月12日放送：全58分37秒）

■中央日報社『月刊中央』誌

○「発掘スクープ 韓国最古の複式簿記‘用下記’ 262年振りに曙光ー靈巖 南平文氏の大洞契 会計帳簿…朝鮮中期以降の経済史研究の国宝級史料。開城博物館の『四介帳簿』よりも22年先に」（『月刊中央』2003年6月号別冊付録（Monthly History）No.1 歴史探検）（김국진（2003））

- 「用下記とは何か 減価償却まで記録した『透明』な会計帳簿―借方と貸方が正確に一致…単一貨幣の使用など完璧な複式簿記要件を備える」(『月刊中央』2003年6月号別冊付録 (Monthly History) No.1 歴史探検) (전성호 (2003))

これらの報道後も他のメディアが取り上げている。

たとえば、韓国三大紙の1つである『朝鮮日報』による「朝鮮時代にも株主総会・会計監査があったのです」(2004年4月14日付:조선일보 (2004))や『서울新聞』による「朝鮮時代の伝統的な複式簿記があった」(2005年11月10日付:조선성 (2005))などにみられる。これらはいずれも、「靈巖 南平文氏」による古文書『用下記』の取材をもとに報道したものである²⁾。

KBS 第1テレビの「KBS 歴史スペシャル」番組の内容は、その後、韓国トップクラスのメディア企業であるJTBCにおけるコンテンツ部門のJTBC Content Hubが制作した「ドキュメンタリー・クラシック」番組を通じて、類似の報道が行なわれている。「古書、知恵の扉」の第7回の番組が、「お金ではなく信用を残せ、四介松都治簿法、任房節目」(JTBC Content Hub 2014年放送)と題して放送されている。開城商人の活躍とその末裔による企業の活動をもとに、開城商人による簿記法としての四介松都治簿法(いわゆる開城簿記または四介文書)の原理の簡単な紹介に続いて、ここでも「靈巖 南平文氏」による大洞契の年次総会の模様とともに古文書『用下記』について、また各地域の市場を巡回した行商人の「裸負商(負裸商)」などについて映像を通じて報道したものである。

「KBS 歴史スペシャル」番組や中央日報社『月刊中央』誌などで「発掘スクープ 韓国最古の複式簿記」や「完璧な複式簿記要件を備える」などの字が躍るが、こうした一連の報道の根拠ないし情報源は何なのだろうか。また、はたしてこの古文書『用下記』は複式簿記に基づいて記帳されたものなのだろうか。本稿では、古文書『用下記』が複式簿記の原理を備え持つかを具体的に考証するに先立ち、上記の韓国放送公社第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組と中央日報社『月刊中央』誌の記事などを中心に据えて、その内容を紐解きながら、韓国最古の複式簿記説が提唱された背景とその根拠についての解明を模索してみたい。

まず第Ⅱ節では、靈巖 南平文氏の大洞契の古文書『用下記』について概観する。第Ⅲ節ではKBS 第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組での『用下記』の記帳内容と記帳原理に関する報道内容について、また第Ⅳ節では、同じくKBS 第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組での『用下記』の記帳原理の本源について、そして第Ⅴ部では、中央日報社『月間中央』誌での記事内容とその拠り所などについての考察を通じて、これらの問題意識の解明を試みている。

II 靈巖 南平文氏の大洞契（契）と古文書『用下記』

韓国最古の複式簿記説は、古文書『用下記』をもとに提唱されている。「全羅南道地域で、1600年代初めから朝鮮〔李氏朝鮮（朝鮮王朝）時代：引用者〕末までの約300年間使用した会計帳簿の用下記とともに、〔四介松都治簿法は：引用者〕韓国の代表的な古典の帳簿法である」とか、あるいは「大韓民国に300年間の使用記録と古文書がともに残っている用下記」(나무위키「사개치부법 (四介治簿法)」) などというように、この古文書『用下記』は、韓国内に残存する固有簿記での記録帳簿だと認識することがより一般的になっているようである。

この古文書『用下記』は、靈巖 南平文氏による大洞契に関する記録簿である。『用下記』は、全羅南道の「靈巖郡 靈巖里 場巖里」で約300年にわたって保存されている。1741年から現在までの記録簿が残存するという(김국진 (2003), p.11)。

1. 靈巖 南平文氏について

李氏朝鮮の行政区画である朝鮮八道(鶏林八道)の1つに全羅道がある³⁾。韓国南西部に位置する全羅道は湖南とも称され、現行の行政区分による北部の全北特別自治道(全羅北道)と南部の全羅南道および光州広域市からなる。「靈巖」は全羅南道に位置する。

中国との国境に聳える白頭山から全羅南道と慶尚南道へと南北に連なる智異山までの白頭大幹のもとで、湖南正脈が湖南を東西に分けている。靈巖は、湖南正脈の月出山⁴⁾の北部平地で、西の黄海の港町である木浦市との間の地域である。

韓国の「地方自治法」によれば、邑は郡や都農複合都市(都市農村複合型都市)などといった都市の形態を備え、行政区画のもとで人口2万人以上であるか、郡事務所の所在地であれば行政区画上置くことができる(第3条第4項, 第10条第3項)。邑の下部の行政区画として里がある。

行政区画上、靈巖郡は2つの邑と9つの面を擁する⁵⁾。邑の1つである靈巖邑は、16の里からなるが、その里の1つが「場巖里」である。

靈巖郡靈巖邑の場巖里には、南平文氏が代々居を構えていた。韓国の氏族の名称は、氏族集団の始祖の発祥の地を示す「本貫」とその「名字」で構成される。つまり、南平文氏は全羅南道の羅州市南平邑を發祥の地とする文氏を意味する。南平文氏の始祖は高麗の功臣であった文多省で、先祖が岩穴から生まれたとする伝承がある。

南平文氏の靈巖定住と地域内における地位変化について考察した김하임 (2025) は、全土の沿革や地勢等を記録した『世宗實錄地理志』(1454年)と全国地理書である『輿地圖書』(1757年~1765年)での記述をもとに、靈巖郡では全州崔氏、居昌愼氏、金海金氏、

ハミョンパクシ
咸陽朴氏などが多くの有力な人材を輩出した家系であることを示している。加えて、士族の家系を知ることができる『ヨンアムバルヒョナン靈巖八郷案』に収録された155名の姓から、靈巖郡の有力な姓が、全州崔氏（33名）、咸陽朴氏（26名）に続いて、南平文氏（21名）であることを明らかにしている（김하임（2025），pp.52-56）⁶⁾。

こうした史料から、居昌愼氏、全州崔氏、咸陽朴氏、南平文氏などが靈巖の代表的な氏族であり、これらの家系が有力氏族として台頭する共通の特徴として、いずれの氏族も靈巖で成長し続けた土着の姓ではなく、「婚姻を通じて親族集団を形成し、結集された力を利用して靈巖に土着家門を構築し、新たに朝鮮時代初期に靈巖の有力氏族として成長した家系」（김하임（2025），p.55）だという点を見出すのである⁷⁾。

2. 大洞契について

ところで、大洞契とはなにか。

善生永助は、朝鮮総督府の囑託として朝鮮社会経済の地誌、経済史および商慣習などの調査活動を行ない、朝鮮総督府編の調査資料を多く編纂してきた。たとえば、『朝鮮人の商業』（朝鮮総督府調査資料第11輯）や『朝鮮の契』（朝鮮総督府調査資料第17輯）において、「契」を以下のように紹介している。

- 「朝鮮に於ては、古來各地方に於て、同一部落に住し又は職業を同うせる者の間に、同志契合して相互扶助の精神に基いて組織する契と稱する團體がある。これは組合とは多少性質を異にする所もあるけれども、其働きは相當に力強い」（善生（1924），206頁）。
- 「契は稷とも書し、多人數の集りて酒宴を催す場合に指して曰ひたるものらしく、それが遂ひに一種の組合の意味に用ゐらるゝに至つたのである。その起源は、高麗朝の末葉、戸布の負擔に應ずる爲め、人民の組織したものに端を發し、軍布契なる納税團體として普及し、李朝末葉まで、これが持續されて來た」（善生（1926）（善生・稲葉（2002），3頁））。

同じく朝鮮総督府の囑託であつた李覺鍾も、『朝鮮民政資料 契に関する調査』において、「朝鮮に於ける民政資料としに最も顯著なるものは契であらう。契と云ふは古來部落に於て同志契合して相互扶助の精神に基いて組織する所の一種の團體の事である」（李覺鍾（1923），1頁）という。

つまり、契とは、朝鮮の伝統的な民間の経済的相互扶助組織であり、組合的な性質を持つ団体である。金融商品が必ずしも充実していない時代の資金調達手段としての役割を契

は担っていたのである。契のようなこうした相互扶助的な金融システムは、たとえば、日本の「憑支」^{たのもし むじんこう}、ないし「頼母子講」^{たのもしこう}や沖縄（琉球）の「模合」^{もあい (ムエー)}、中国の「會」^{フエイ}や「合會」^{ホーアホウイ}、台湾の「標會」^{ビュアフエイ}、ベトナムの「hui」などと称してそれぞれかねてより存在し、機能してきたことも見逃してはならない⁸⁾。

ところで、契の種類は数多く、「現に朝鮮各道に存する契の数は約二萬に達し、加入者總數實に八十餘萬を算し、その名稱のみにても約三百に及んで居る程である」（善生（1926）（善生・稲葉（2002），1-2頁））。そのため、契は、その属性や事業目的などから大別する試みがみられる。たとえば、善生永助は、契の属性に基づいて、「(一) 組合の性質を有するもの、(二) 部落等の規約に過ぎざるもの、(三) 單純なる共有關係に屬するもの、三種となる」（善生（1924），207頁）とするとともに、契の事業目的に基づいて、① 公共事業を目的とするもの、② 扶助を目的とするもの、③ 産業を目的とするもの、④ 金融を目的とするもの、⑤ 娯樂を目的とするもの、および、⑥ 其の他（善生（1926）（善生・稲葉（2002），5-26頁）の6つに大別されるともいう。事業目的の見地から、李覺鍾もここでの「其の他」を除く五種からなる（李覺鍾（1923），3-11頁）と整理している。

善生永助によれば、公共事業を目的とする契のうち、「洞里の部落住民を以て組織し、各自部落の土木、衛生、産業の助長、生活の向上を圖り、地方自治を行ふ」ものとして「洞契」があるという。また、公共事業を目的とする契には63種あるとの調査結果を示し、そのうちの大洞契、大同契、里中契、中契、共力契、部落契の目的も、この洞契と同じだという（善生（1926）（善生・稲葉（2002），6頁））。

以上の事実から、靈巖 南平文氏による大洞契は、公共事業を目的とした靈巖地域の住民をもって組織し、「各自部落の土木、衛生、産業の助長、生活の向上を圖り、地方自治を行ふ」相互扶助の精神に基づいて組織した団体と解することができるのである。

図表 契の府郡別分布－全羅南道・靈巖郡－

府郡	契の 数・財産・ 加入者数	契の目的別種類と合計						合計
		公共事業を 目的 とするもの	扶助を目的 とするもの	産業を目的 とするもの	金融を目的 とするもの	娯樂を目的 とするもの	其の他	
全羅南道	契 数	378	1,113	212	182	109	94	2,088
	財 産	—	—	—	—	—	—	282,685
	加入者数	—	—	—	—	—	—	67,256
靈巖郡	契 数	8	43	6	—	—	5	62
	財 産	—	—	—	—	—	—	29,390
	加入者数	—	—	—	—	—	—	2,244

出所：善生（1926）（善生・稲葉（2002）），28ノ2頁および35頁の分布表をもとに作成。

前頁の図表は、湖南の全羅南道および当該道内の靈巖郡について、その事業目的に基づいて6つに大別した契の分布データを整理したものである。扶助を目的とした契が最も多く、公共事業を目的とした契がこれに続く。

Ⅲ 韓国放送公社第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組での報道内容と特徴

(1) 記帳内容と記帳原理

KBS 第1テレビ (KBS 1TV) での「KBS 歴史スペシャル」の放送は、1998年10月17日から開始した⁹⁾。本稿の冒頭に掲げた「ガラス玉の会計 300年前の取引帳簿、朝鮮は信用社会だった」の放送は第204回 (2003年4月12日) の番組であった。

「KBS 歴史スペシャル」番組の第1回から第214回 (2003年6月21日) までMCを務めたのは、柳仁村である (KBS「歴史スペシャル」(1998-2003映像) 参照)。

後に柳仁村は、ハンナラ党の李明博政権 (在任期間: 2008年2月25日から2013年2月24日まで) 時に続いて、国民の力の尹錫悦政権 (在任期間: 2022年5月10日から2025年4月4日まで) 時に政府のスポークスマンなどの役割を担う国務大臣職の文化体育観光部長官を務めた人物である。国民の認知度からいえば、柳仁村は政治家よりもむしろ俳優として認識と印象が強烈だ。韓国ドラマ史上22年以上にわたる最長寿番組となった、韓国文化放送 (MBC) の農村ドラマ「田園日記」(全1088話: 1980年10月21日から2002年12月29日まで) で国会議員も歴任した崔佛漢が演じた陽村里金会長の次男役 (김용식) (MBC ドラマ「田園日記」参照) などで人気を博した¹⁰⁾。

KBS 第1テレビを通じて、柳仁村がMCを担当した「KBS 歴史スペシャル」で「300年前の会計帳簿」を放送したことは、俄然注目が集まったことは容易に想像できる。

1. 『用下記』の記帳内容からみたその役割

靈巖郡 場巖里には、南平文氏の血縁集団 (宗親) による契 (南平文氏門契) と南平文氏と他の姓の人たちによる村の大洞契 (場巖大洞契) の2つの契がある。この第204回の番組は、南平文氏門契と場巖大洞契は、毎年春と秋に開催される2つの契の総会 (講信會) が単なる親睦ではなく、厳格な決算報告を行なっていることに注目してその映像が流れる (総会の1週間前までに抄文書を作成のうえ、契の代表者である門長と会計責任者である掌議が署名して、総会で決算報告が行なわれる)。

契員名簿や契規範の『洞契 (稷) 憲』(および『洞憲』) とともに保存されているのが『用下記』である。『用下記』の最初の記録は1668年からで、「これまでの300年間の契の収入と支出の内訳がすべて記録されている」(13分03秒~13分10秒: 当該番組で該当する放

送箇所の時間を記す。以下、同じ)という。つまり、契の出納記録の会計帳簿である『用下記』は、門契財産や村の共同財産の用途を正確に記録しているというのである。

スタジオからの第2幕の放送(13分17秒～)は、『用下記』にどのような内容が記され、このように長い間保管されてきた理由についての探索である。

ここでは3つの記帳例(①貸付による元金と利息の受け取り、②駕籠(轎子)を借用する際の金銭の抛出、③病気見舞いの食事調理代金の支出)から、場巖里契がさまざまなことを行なっていた事実と、それに伴う収入と支出も多かったと推察する。記された収支の内訳から当時の場巖里の契がいかなる集いを行なっていたかについて、慣習などが映像を交えて紹介されている。『婚扶契用下記』、『宴會用下記』、『寡宅案』(村の寡婦たちの名簿を作成して管理した台帳)の記帳内容からの紹介である。

場巖大洞契の『洞契憲』には、「契員の子女が婚姻する際、すべての契員が参席しなければならず、稲穂一石を扶助する」という規定がある。この規定に照らして、『婚扶契用下記』が結婚式に扶助した内容を帳簿に整理している実態を示している。

契員の誕生日には都市在住の子供たちが帰郷して、村の高齢者たちを祝って会席を設ける。『宴會用下記』は表紙に当該帳簿名を記した右側に、「庚□ □巖亭回甲宴」、「丁亥望賀□郷飲酒禮」、「辛丑 望賀□慰老」、「丙辰 慰老會」、「壬戌 望賀□慰老會」、「壬申設宴會」、「壬午 亭閣重修樂成宴」、「癸巳 設東床會」と記されている。このうち、「辛丑 望賀□慰老」における「辛丑十月二十四日 望賀□講信 慰老宴下□」の記帳面を映しつつ、「12月に12名の老人に米とお金を配った(1782年用下記)」記録を紹介している¹¹⁾。

『寡宅案』(乙卯十二月日新備)は、村の寡婦たちの名簿を作成して管理した台帳である。

また『用下記』には、民謡、仮面劇や綱渡りなどからなる芸人集団のなかで優れた機能を持った廣大牌クワンデベを招いた際や、伝統楽器である玄琴コムンゴ(玄鶴琴)や伽耶琴カヤグムの合奏団などへの文化行事費の支出内訳などが記されていることも紹介している(21分30秒～22分02秒)。

これらの「用下記の支出内訳をみると、場巖里大洞契は村の福祉、文化、教育、自治などの多様な役割を果たした」(22分04秒～22分15秒)と取りまとめている。

以上のように、場巖里の契には『用下記』をはじめ、『洞契用下記』、『門契用下記』、『婚扶契用下記』、『宴會用下記』などのような記帳目的を異にする各種帳簿が残存し、その帳簿名に「用下記」または「下記」や「下冊」などが付されている。実のところ、これら帳簿の総称が『用下記』とされているのである。

ここで、この『用下記』の名称について少し検討しておこう。

文字の意義や語義の見地からすれば、「用下」とは、「費用として出すこと。またはその

お金」(梁, 閔, 李責任監修 (1987), p.1042) を意味する。「用」には「使う」や「用いる」との意義がある。加えて, 簿記の見地からいえば, 「下」は符牒ないし特用字として用いられてきた。たとえば, 開城簿記の日記帳や元帳では, 「下」は「上」とともに「現金出納にのみ標準としたもので, 現金が出た〔ことを記録した: 引用者〕行であれば〔その行の: 引用者〕末端に下字を付し, 現金が入った〔ことを記録した: 引用者〕行であれば〔その行の: 引用者〕末端に上字を付すもので, これは現金在高(時在)計算時に最も必要である」(玄丙周 (1916); 玄丙周 (1928), p.18) というように, 「下」は「現金支出」を意味する符牒ないし特用字である。

つまり, 「用下」とは, 特定の目的のために「費用として出すこと, またはそのお金」と解することができる。こうした理解が正しいとすれば, 『〇〇用下記』というようにさまざまな名称を付した『用下記』は, 洞契や門契はもとより, 契員に婚礼や宴会などの目的別の「現金支出に重きを置いた帳簿」だとの解釈も成り立つことになる。そうだとすれば, 『用下記』という帳簿は, 場巖里の契に関わる慣習を実行した際の収支を単に記録したのではないかという疑念が生じることになる。この疑念の真偽を追求してみたい。

2. 『用下記』の記帳原理(記帳方法)

スタジオからの第3幕の放送(22分18秒~)は, 場巖里大洞契の総会が行なわれるジャンムジョン「場巖亭」の画像から始まる。場巖亭は多様な利用形態を有しており, いわば現代版の「村の総合文化センター」の役割を果たしていたという紹介である。実のところ, この第3幕こそが, 簿記の見地から『用下記』の記帳原理ないし記帳方法について取り上げた, 核心的な部分である。

<p style="text-align: center;">米 秩</p> <p style="text-align: center;">傳受十三斗四升八合</p> <p style="text-align: center;">粗作米一百三十六斗九升</p> <p style="text-align: center;">都合一百五十斗三升八合内</p> <p style="text-align: center;">三七合山道三時糧下</p> <p style="text-align: center;">一斗五升洞亭別會分排下</p>
--

MCの柳仁村は、たとえば前頁の「米秩」の記帳内容にもみられるように、『用下記』の記帳原理の特徴として次の点に着目し、その疑問を解き明かしていく展開となる。

- ① 「秩」字と「内」字が頻繁に使用されていること
- ② 記録に際して、文字を上げたり下げたりする不規則な歯車式配列によること
- ③ 「内」字を中心に右側は項目(粗作米)、数字の順序であるのに対して、左側は逆に数字、項目の順序となっていること

(1) 「秩」字

『用下記』には反復して用いられている文字がある。錢秩、米秩、木花秩、白紙秩などが記されているが、「秩」字がまさにその文字である。地域誌などの電子文書化の編纂などを事業活動とする韓国精神文化研究院ハングァチョンジンムンフョングウォン(現韓国学中央研究院ハングァハクチュンアソングウォン)は、『用下記』の情報化なども行なってきた。このKBS第1テレビの「KBS歴史スペシャル」番組も韓国精神文化研究院の2名の研究者が現地取材などでも登場する。そのひとりである、物価史を専門とするジョンソンホ전성호は、次のように「秩」字は会計上の勘定科目の役割があると解説した。

■「毎日毎日日付ごとの項目ではなく、さまざまな複雑な出納を記録し、これを体系的に一定の項目ごとに分類する行為が含まれているという意味がある。勘定の設定という会計の機能が、この秩字を通して行なわれた」(26分00秒～26分21秒)。

たとえば、「米秩」は留米、粗作米、合米などの米に関わる日々の取引をあらためて集約して記録していることを確認できる。「錢秩」も留錢、別利給錢に関する取引記録を集約している。

(2) 不規則な歯車式配列による記帳と「内」字

辛丑(1781)年十二月日の稻帳簿の記録をもとに、中間部分にみられる「合……内」という記録に着目する。たとえば、傳受租については「合租四十四石七斗三升五合内」、米秩については「合米六斗三升九合内」、また錢秩については「合錢七十六兩五錢六分内」といった記録である。これら「合……内」という記録は他の記録とは違って一文字上から記されているため、不規則な歯車式配列のような記帳にみえる¹²⁾。

また、合計額の末尾にある「内」字は、勘定形態の借方と貸方を区分する技術、つまり、帳簿は縦書きで右から順次記すため、「内」字までの右側の記録はすべて借方項目を、また「内」字以後の記録はすべて貸方項目を示すものだとする。

この「内」字による記帳原理との関わりから、借方項目と貸方項目の各合計額が異なる

場合に訂正が可能だという。誤って記録したことを（計算を再度行なって）修正する「誤録」はそのためにある（31分45秒）。「誤録」は、契長（門長）、公事員による監査を経て最後に署名する段階で行なわれるという。こうした記帳原理などから、「用下記は現代の取引帳簿とその記録原理が同じである。場巖里の人たちは朝鮮時代にすでに透明な出納帳簿を記録していたということである」（32分07秒～32分18秒）とする。

IV 韓国放送公社第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組での報道内容と特徴

（2）『用下記』の記帳原理の本源としての「四介松都治簿法」

スタジオからの第4幕の放送（32分24秒～）は、場巖大洞契の共同財産である稲穂や米を補完する倉庫を背景に始まる。MCの柳仁村は、稲穂や米を管理するなかで生じる棚卸減耗について、『用下記』では「都已上縮」の用語で記録していた事実を語る。米の分量の単位である合（1升の10分の1）や勺（1合の10分の1）が記録されているが、場巖里でのこうした少量の計算と記録および徹底した会計はどこから伝来したのかが新たに問われている。

この問題を解く手掛かりとして提示されたのが、『東亜日報』紙による1971年4月8日付の「複式簿記は韓国で創案」の報道記事である。そこには「四介松都治簿」と題した古文書の写真（部分）とともに、「高麗時に開城商人實用 西歐より二百年以上前」との記事説明の見出しが躍る。この報道記事がどこまで真実なのかという問題意識から、ここから番組は四介松都治簿についての解題へと転じる。場巖里の会計の伝来と結びつけるためである。

1. 報道記事「複式簿記は韓国で創案」

まずは語義の見地から「四介松都治簿」を解釈することからである。

「四介」の意義について、国立文化財研究所の양윤식^{ヤンユンシク}によれば、木構造において四介方式は、柱の上部を4方向に切り込みを入れ、横方向と縦方向で結合させる方法をいう。朝鮮時代の宮殿の1つで、君主が住む法宮の景福宮の中門である興禮門の西側の維和門も四介方式の建築による一例である。建物の柱が上層部の重さを支えている。この建築方式は三国時代から用いられ、高麗時代には一般化したとされる（37分05秒～37分39秒）。ぴったりと合致することを「사개맞다^{サゲマッタ}」と表現するのも四介方式によるものである。

それでは、建築で使われた四介が取引帳簿でいかに活用されたのだろうか。

四介松都治簿法を最初に知らしめたのは玄丙周^{ヒョンピョンジュ}だという。国立中央図書館の蔵書である玄丙周の『實用自修 四介松都治簿法』（1916年）を映し出して、「玄丙周氏は四介松都

治簿法を開城商人たちの協力で書き上げたと表明し、これはわれわれ固有の発明であり、高麗時代に発生したと主張した」(37分54秒～38分05秒)ことを紹介している。

『實用自修 四介松都治簿法』でも、会計上の勘定科目としての「秩」字が使われている。単純に日記式で記帳を羅列するのではなく、品目別に取り引内容を分類している。玄丙周の四介の概念は、4つの取引要素、具体的には給次秩、捧次秩、利益秩、消費秩で構成されるとする貸借概念の見地からの「勘定種類説」に属する(杉本(1998), 22-23頁)。玄丙周によれば、給次秩(出ていくものを集めた項目)と捧次秩(入ってくるものを集めた項目)の合計が常に一致する、換言すれば支出と収入の合計が一致することが四介松都治簿法だと主張していることを紹介する。この点こそが、西洋式複式簿記の原理と同じだとみているのである(38分53秒～39分05秒)。

ここで新たな疑問が生じる。四介松都治簿法は果たして開城商人が創出したものなのだろうか。

この問いに対しては、番組では四介松都治簿法を研究する^{グォンスンベク}権淳白(暁星カトリック大学校)へのインタビューを試みている。権淳白は、四介松都治簿法は韓国固有の独創による発明品だと断言する。数々の用語や符牒などの特殊文字、会計慣習や取引方法などが独自のものであり、伝来した西洋式複式簿記をもとに人為的に作られたものではないことを理由として示している(39分13秒～39分56秒)。

朝鮮時代の城邑や都市には常設店舗として^{シジョン}市塵があった。高麗王朝(918年-1392年)を記した『高麗史』¹³⁾によれば、^{ヒジョン}熙宗4年(1208年)に「廣化門から十字街にいたるまで1,800店にわたって市塵を催した」(「熙宗四年 秋七月 丁未 改營大市左右長廊 自廣化門至十字街 凡一千八楹」『高麗史』卷第21世家第21熙宗)と記されている(善生(1929), 10頁も参照)。つまり、中心商業施設の長屋である大市の長廊が、内城の廣化門から十字街まででき、修理と建て増しを行っていたとされる。

また『高麗史』は、^{ヒョンジョン}顯宗15年(1024年)にアラビア、インド、ベトナムなどの遠隔地から商人が往来したとも記録しており、開城は国際貿易の中心地でもあったという。こうした開城商人の商業活動記録などからも、権淳白は、複式簿記の生成条件に照らして論理実証的に、四介松都治簿法が高麗時代に誕生したとする見解について解説している(41分18秒～42分11秒)。

2. 四介松都治簿法による残存帳簿

ところで、四介松都治簿法による帳簿は現存するのだろうか。

^{テハンチョンイルウネン}大韓天一銀行——大韓帝国時の1899年に民族資本によって初めて設立された銀行で、現在の^{ウリ}ウリ銀行である。創業以来のすべての帳簿を保管していることで知られるが、創業時

から1905年までの6年間の帳簿は、四介松都治簿法によって記帳されたものと紹介されている。正日記、帳冊、周會計の帳簿に四介松都治簿法による痕跡があるという。

いわゆる仕訳帳としての正日記では、現金出納には「上」字と「下」字の符牒を用いて記し、元帳としての帳冊には正日記の取引記録を項目別に分類して転記している。これらの原理は四介松都治簿法と同じである¹⁴⁾。しかし、大韓天一銀行の取引帳簿の記帳原理は、植民地化の1906年に西洋式複式簿記に改められている(42分12秒～44分05秒)。

以上から導き出された見解こそが、「『用下記』の記録方式は四介松都治簿法と同じ」(44分09～44分12秒)なのである。

この見解に立てば、新たな疑問が生じる。開城商人の四介松都治簿法は、いかにして場巖里まで伝来したのかという問いである。この放送では2つの可能性を模索する。

第一は、商業を主導した南平文氏の権力の大きさである。

宗親会による一族の家系図の『南平文氏族譜』には、次の記載がある。

○「子公裕 睿宗朝登第左正言 仁宗朝侍御史閣門祗候 毅宗元年丁卯知御」

○「子克謙 字德柄 睿宗十七壬寅(一一二二)年生 毅宗戊寅(一一五八)」

^{ムングクキョム}文克謙は、^{ムンゴンユ}文公裕の長男で、高麗朝の文臣で字を「德柄」と称した。^{ムングクキョム}文克謙は後の朝鮮を建国した太祖(1335年11月4日-1408年6月27日)の母方の祖父(外祖父)にあたる。『南平文氏族譜』をもとに、南平文氏の末裔は、「最近の『武人時代』¹⁵⁾でよく登場する人物の克謙……は、武臣の乱を鎮圧し、文武を兼任して国政を統治し、国を平和に導いた功績により、「^{チュンヌクゴン}忠肅公」という称号(諡号)を与えられた」と説明する。また、場巖大洞契の南平文氏は高麗時代の商業を主導した代表的な貴族でもあり、南平文氏は母方の族譜である『南平文氏外派譜』も作成するほど権力も非常に大きかったというのである(44分13秒～45分14秒)。

第二は、^{モッポ}靈巖郡の地理的位置についてである。

^{モッポ}靈巖に近い木浦港は、開城商人が経由する中継港であったことに注目する。この点について、先の^{セン}全成亨は次のような推論を示している。

「^{モッポ}靈巖という地域には月出山があり、木浦港が海路の交通の要所だからです。地理的な位置関係からみると、高麗王朝の影響をまったく受けなかったとは言えないでしょう。それだけ海上交通の要所に位置しているというだけでなく、南平文氏という家系を考えると、高麗王王朝との深い繋がりがあることがわかります。いまのところ明確な証拠は見つかっていませんが、とくに南平文氏がこのように体系的に家系を記録したことには、

先祖の影響や靈巖という地域の特殊性が関係しているのではないのでしょうか」(45分31秒～46分23秒)。

以上から、「KBS 歴史スペシャル」番組では、「『用下記』は世界最初の複式簿記だと言われる四介松都治簿法の影響を受けたと推測される」(46分25秒～45分32秒)と結論づけたのである。

3. 『用下記』と慶州・龍山書院の『傳與記』との類似性と『用下記』の持続性

スタジオからの第5幕の放送(46分32秒～)は、導き出したこの結論を芸術の側面、つまり絵画と詩の解釈などから補うものである。

2002年から靈巖を描いてきた韓国画家の李鎬信イホシンによる月出山の水墨画を背景にして、場巖里の前に聳える月出山は靈巖地方で最も標高が高く(810m)、高麗時代の南海を往来する商人たちにとっての灯台のような役割を果たしていたと語る。また、高麗中期の詩人である金克己キムグッキの「月出山」と題する古詩(「山川 月出山 海商百口昔超海 山上神光遙望之 登山」)を紹介する。この詩の文脈の意味も、商人たち100名が南海を通りながら月出山で輝く明かりを灯台代わりに航行したと理解し、紹介している。

これら芸術での描写を客観的な根拠として、先の結論に次のような推定を下すのである。すなわち、「海の道に近いせいで、靈巖には開城商人がよく出入りしたはずです。また、高麗時代の南平文氏は高麗時代の商業を主導した貴族だったという点で、『用下記』が四介松都治簿法の影響を受けたと推定できます」(47分31秒～47分51秒)。

『用下記』は契の出納帳であるが、場巖里の村人だけがみる帳簿であれば容易かつ簡便な記録であってもよいはずである。にもかかわらず、場巖里の住民はいかなる理由からこうした体系的で科学的な契の帳簿を記録したのだろうかという新たな関心ないし疑問が湧く。この点についての探究は、『用下記』とよく似た方式での出納帳を記録してきた慶州市内南面伊助里ネナンミョンイジョリの「龍山書院」ヨンスンソウォン(慶北記念物第88号)に焦点を当てている。

豊臣秀吉が明征服を目指して朝鮮に侵略した壬辰倭乱イムジンウォラン(文禄の役：1592年－1593年)および朝鮮と清との間の丙子胡乱ピョンジャホラン(1636年－1637年)時の抵抗運動を率いた崔震立義兵長チュジンリムを追慕するために創建されたのが、龍山書院である。龍山書院は、郷校ヒャンギョ¹⁶⁾に代わる教育機関として君主から扁額を下賜された賜額書院の1つであり、土地も下賜されている。

慶州崔氏の宗家には、祖先の遺物とともに書院で使用した古文書を保管している。龍山書院が所蔵する古文書は500巻余りにのぼり、その史料的价值は高いとされる。この古文書のなかに龍山書院の資産運用について記録した帳簿の『傳與記』チュンヨギが残っている¹⁷⁾。『傳與記』の記帳方法は、齒車式配列の方法によるもので、また同じ項目を「秩」字のもので

分類しており、これらは『用下記』でのそれと同じである。さらに、たとえば『傳與記』の1762年の租秩は、『用下記』での「内」字に代えて「以」字をもとに収入と支出を区分して記録し、それぞれの合計額が一致する記入構造となっている（49分45秒～51分10秒）。

朝鮮時代のすべての出納帳が『傳與記』と『用下記』のように記録されていたわけではない。韓国精神文化研究院が編纂してきた『古文書集成』によれば、他の地方の出納帳は、日付別に収入と支出が羅列されており、至る所で計算の誤りが目につく。しかし、これらの誤りの修正を施した記録がみられない。こうした事実から生じる疑問は、なぜ『傳與記』と『用下記』だけが収入と支出を正確に記録しているのかというものである（51分32秒～52分07秒）。

場巖里では総会を終えた3日後に、契の元老同席のもと物品の引継ぎ式が行なわれ、物品と帳簿記録が一致することを確認する。引継ぎ式が終われば、総会で承認された決算報告書を再度『用下記』にそのまま書き写す。最後に契長が署名して完了する（52分48秒～55分08秒）。

こうした実態から、この「KBS歴史スペシャル」番組は、『用下記』が果たす役割と機能について次のように整理し、纏めている。すなわち、「場巖大洞契は、収入と支出を正確に記録し、透明性をもって契金を管理してきたのである。『用下記』を通じた透明な契員間の信頼を生み出し、場巖大洞契を300年以上維持する原動力となっているのである」（55分09秒～55分30秒）。

スタジオからの第6幕の放送（55分40秒～）は、まず2001年のエンロン（Enron Corporation）事件が、アメリカ社会全体の道徳性と信頼の危機として受け止めたことを確認する。そして最後に、MCの柳仁村が靈巖の地図の上に登場し、以下のようにこの番組を総括して締めくくっている。

企業の主は株主であり、契の主は契員である。したがって、株主や契員が互いに信じて信頼するには取引内容についての記録にわずかな補足や追加もなく、その正確さが求められる。そうであってこそ、企業や契も長く存続できることになる。この番組の放送は、場巖里の契が長年持続した最大の理由は、透明性ある出納帳をもとにした共同財産管理の厳格さにあることを伝えている。「300年前の出納帳である『用下記』は、信用の基礎が正直な会計にあり、それがまさに企業や団体、社会全体の生命力を長く維持する礎であることを雄弁に物語っているのです」と語るのである（56分28秒～57分38秒）。

V 中央日報社『月刊中央』誌での記事内容とその特徴

冒頭の「はじめに」に示したように、中央日報社『月刊中央』誌での報道は、『月刊中

央』企画委員による記事（召국진（2003））と韓国精神文化研究院の責任研究員による記事（전성호（2003））からなる。

第一の記事のタイトル（「発掘スcoop 韓国最古の複式簿記‘用下記’262年振りに曙光」）はもちろん、記事の出だしの文面は「国内で最古の複式簿記の帳簿が全南靈巖のある村の大洞契の古文書の中から発見され学界の非常な関心を集めている」（召국진（2003），p.10）と記す。靈巖の南平文氏の大洞契の『用下記』が韓国最古の複式簿記だという。

この記事の根拠は、突き詰めて言えば、韓国精神文化研究院の전성호責任研究員の研究調査の結果にある。先のKBS第1テレビ「KBS歴史スペシャル」番組で物価史の専門家として靈巖里に同行し、また『用下記』の記帳方法などを解説していた研究員である。「全南靈巖郡靈巖邑場巖里の大洞契文書のうち会計帳簿に該当する『用下記』の内容を分析し、関連資料を綿密に調査した結果、『用下記』がこれまで国内で発見された最古の複式簿記帳簿であると確認したことを明らかにした」（召국진（2003），p.10）ものだというのである。

この「発掘スcoop」が拠り所とした調査研究を展開した전성호가、次のような見解を示したとしていることに留意する必要がある。

- 「전博士は『用下記』が、西洋の学界が設定した会計学の発達過程上、複式簿記の要件を充足しているだけでなく、朝鮮朝中期以降から近代まで韓国の経済状況と景気変動を実証する10万件余りの各種経済行為を一貫した原則に基づき正確かつ忠実に記録した珍しい資料だと言って『国内はもちろん世界の経済史学の研究にも重要な国宝級資料』だと評価した」（召국진（2003），pp.10-11）こと
- 「この間に国内で類似の複式簿記資料は慶州の龍山書院の『傳與記』など相当数が発掘されたが『用下記』以前の資料はまだ見つかっていない」（召국진（2003），p.11）こと
- 「전성호博士は慶州崔氏の門中が所蔵した龍山書院の『傳與記』、慶州の^{オクサンソウォン}玉山書院の会計録、ソウルの^{ユクジョビジョン}六注比塵の会計録など国内の関連資料を精密に対照検討した結果、『用下記』が同じ方式の複式簿記の記録でありながら、国内で最も古い資料であることを遅ればせながら確認し、公開するに至ったと明らかにした」（召국진（2003），p.11）こと
- 「『用下記』の共同研究の成果を2001年11月にオックスフォード大学で開催されたセミナーで発表した際、参加者たちが：引用者『用下記』には利益追求の概念が欠如しているとの理由から、『類似の複式簿記方式の会計帳簿』だと評価したが、これは大洞契など韓国社会の伝統をよく理解していない西洋の学者たちの誤った認識か

ら生じた誤謬であると全博士は指摘した。彼は複式簿記が商業目的のみに使用される会計技法ではなく、開城商人たちの商業帳簿などの伝統を勘案すると、『用下記』を韓国で独自に発展した複式簿記の実証史料とみることが正しいと断言した」（召国全（2003），p.11）こと

『用下記』が複式簿記の要件を充足しているというが、ここでの複式簿記の要件が必ずしも明確ではない。利益追求の概念を備え持たなくても複式簿記だとする理由についても、あいにく「伝統」という言葉だけで理解することはとても難しい。

『月刊中央』誌の第二の記事は全成亨によるものであるが、そのタイトル（「用下記とは何か 減価償却まで記録した『透明』な会計帳簿—借方と貸方が正確に一致…単一貨幣の使用など完璧な複式簿記要件を備える」）から、複式簿記の要件が貸借一致だけに求められているようにも思われる。複式簿記の要件をいかに理解しているかに関わる記述には、たとえば次のようなものがみられる。

- 「『用下記』は西洋式会計学の用語を借りれば、総勘定元帳（General Ledger）に該当する。総勘定元帳には『必ず保存しなければならない帳簿』という意味が込められている。そのため、史料的価値が記録期間に比例する。確認されたものだけでも1741年から現在までの262年間一年も欠かさず記録、保存されてきた『用下記』は総勘定元帳の本来の意味に最も忠実な文献である。筆者が確認したところ、現存する国内最古の複式簿記帳簿であり、驚くべきことに、その会計技法がそのまま傳承されている。長期持続性という面から世界のどこにも類似の靈を見出すのが難しい史料である」（全成亨（2003），p.13）。
- 「複式簿記の合理性はすべての取引を二重記入し、透明性と正確性を期すことに核心がある。このような観点から、すべての取引を『借方』と『貸方』に分けて記録する。これにより記入の二重性を実現する」（全成亨（2003），p.13）。
- 「複式簿記が成立する要件のなかには、『あらゆる取引で必ず単一貨幣を使用しなければならない』というのがある。この点でも『用下記』は完璧である」（全成亨（2003），p.15）。

はじめの2つの見解からも理解できるように、複式簿記の要件は二重記入ないし貸借複記にあるとする。この見解に立脚して、『用下記』に「秩」字での勘定設定、「内」字による貸借区分（「内」を中心に右側は借方、左側は貸方）に複式簿記の要件が備わっていると主張するのである。複式簿記の定義をどのように捉えるかによるが、「内」字を境に当

該「秩」字の勘定口座の記録があたかも貸借区分されているように見えるが、これをもって複式簿記と認識することはあまりにも表面的な認識であることは否めない。少なくとも複式簿記は、取引の二面性に着目したうえで、当該取引について貸借複記の方法で記録すると、借方合計と貸方合計が一致する貸借平均の原理の特徴を備えている。一見したところ、『用下記』は「秩」字での勘定口座のもとで「内」字で貸借区分されているが、そもそも取引の二面性に着目した貸借複記によるものではない。むしろ当該「秩」字での勘定口座への記入は、取引の表面的な動きだけを捉えて、1つの取引を「内」字の右側または左側（借方または貸方）に当該勘定の収入と支出に関する金額の増減のみを記入する、どちらかと言えば単式記入である。

アナニヤス・C・リトルトン (Ananias C. Littleton) の言葉を借りれば、貨幣（交換の手段、計算の共通尺度）は、確かに書法（永久記録の手段）と算術（計算の手段）とともに「表現手段（資料を表現する手段）」を構成するものではあるが (Littleton (1933), pp. 12-13 (リトルトン著, 片野訳 (1978), 22-24頁)), それは複式簿記の生成要因としての1要素に過ぎない。資料（簿記で整理せらるべきもの）と表現手段（資料を表現する手段）の「諸要素が経済的社会的環境によって総合的な力を与えられたときに、これから産みだされてくるものが、……方法（資料を体系的に表現する方法）」 (Littleton (1933), p. 13 (リトルトン著, 片野訳 (1978), 24頁)) としての簿記なのである。

さらに、「複式簿記の形成を刺戟する商業は利潤性商業でなければならない」 (Littleton (1933), p. 15 (リトルトン著, 片野訳 (1978), 27頁)) とされるだけに、複式簿記は商業目的のみに使用される会計技法ではなく、大洞契などの韓国社会伝統によるものだという見解もすっきり腑に落ちない。

加えて、会計上の用語の定義についても疑義がある。

タイトルに「減価償却まで記録した『透明』な会計帳簿」と記しているが、これは次の説明に基づくものである。

「『用下記』に：引用者『都已上縮』という記述がみえるが、今日の減価償却のような概念である。当時は稲穂や米は即お金であった。ネズミに食べられたり自然に損なった分量を考慮して、このような項目を設けたのである。おおよそ計算してみると、全体の金額の0.56%分を都已上縮として捉えている。予想外の自然減少分まで柔軟に処理できるほど『用下記』は合理的な会計方式を採用しているのである」 (전성호 (2003), pp. 14-15)。

전성호가タイトルに「減価償却まで記録した『透明』な会計帳簿」と記したその事実と

して示したものは、「都已上縮」という用語での記録である。すでに KBS 番組での放送でもみられたように、稲穂や米を管理するなかで生じる棚卸減耗について、『用下記』ではこの「都已上縮」の用語によって記録していた事実を語っていた。この放送内容だけでなく、建物や機械などの固定資産ではなく商品などの棚卸資産としての稲穂や米がネズミの食害を受けたり、自然に損なわれたりする際に記帳するものだとすれば、「都已上縮」は減価償却ではなく棚卸減耗であり，전성호による会計上の概念の理解は正しくない。

VI おわりに

以上から明らかなように，KBS 第 1 テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組の放送内容と中央日報社『月刊中央』誌の「発掘スクープ」の拠り所は，韓国精神文化研究院の전성호による調査研究にある。

しかし，「KBS 歴史スペシャル」番組の放送内容を詳らかにしたように，韓国最古の複式簿記説というには，あいにく推測が随所にみられる。『用下記』は確かに契に関わる貴重な史料（靈巖郡の郷土文化遺産第 1 号（2009 年 7 月 13 日指定））である。その記帳原理が複式簿記の会計技法だというのが，あくまでもここで考察した対象の内容からすれば，取引の二面性に着目した複式簿記というよりも，むしろ当該勘定の増減のみを記録するものと言ってよい。史料の記載内容を読解するだけでなく，記帳原理などを語る場合，チョウイクスン趙益淳教授も語るように，「複式簿記の概念を正確に理解することが重要」（김대수（2009））なのである。

「靈巖 南平文氏」による大洞契の古文書『用下記』を発掘した貢献は大きいですが，会計学の学問的見地からは，「用下記は今日の複式簿記ではないが，正当な原則に基づき記帳した会計帳簿である」（허성관（2018），p.27）と評されている。コスンヒ고승희が名著『韓国会計文化史』において整理した「〈表〉4-15 朝鮮時代の最も古い記帳文書および研究者別の引用史料」では，他の記帳文書（帳簿）が「四介治簿法（商人会計）」として分類されているのに対して，『用下記』は「庶民治簿方式（非営利会計）」によるものとしている（고승희（2023），p.401）。とくに，『用下記』については，次のような見解を示している。

- 「〔族契用下記，洞契用下記，書齋契用下記，門契用下記，婚扶契用下記などの多くから構成される：引用者〕場巖村の古文書は，非営利組織の財産管理記録」（고승희（2023），p.426）。
- 「場巖村の古文書は，一貫した単一組織の一脈相通じる帳簿記録として連なって来たものではなく，さまざまな階層組織を通じた帳簿記録の集合形態であるということ

ができる」(고승희 (2023), p.427)。

このように、『用下記』は複式簿記によるものではなく、原則によって記録された非営利組織の財産管理記録であると広く認識されているのである。

加えて、KBS 第1テレビ「KBS 歴史スペシャル」番組では、『用下記』の記帳原理の特徴として着目したのは、勘定としての「秩」字の使用、歯車式配列による記録および「内」字を中心とした左右区分による記録の3点であった。「内」字については、慶州・龍山書院の『傳興記』にもみられる「以」字で収入と支出を区分して記録していたが、実はこの「内」字の役割や機能については、なにも『用下記』や『傳興記』に限ったものではない。日本の島根県に残存するいわゆる「出雲帳合」でも同じ原理で用いられているのである(平井(1936), 山下(1936)参照)。

「出雲帳合」は、島根県の古来の精錬法である^{たたら}鑪吹き製鉄による鉄業を営んだ^{たなべ}田部家で「實にかかる経済的地盤を根據として、〔製錬所である鑪の別称である：引用者〕箇所統制の必要から生成したもの」(山下(1936), 92頁)である。出目金勘定と惣差引勘定による両面勘定の構想こそが出雲帳合の特徴といわれる。実は、この出目金勘定と惣差引勘定においても、「総て差引を立つるなるものを内書とする」(平井(1936), 338頁)意味ないし単に「差引を立てるの意」(山下(1936), 99頁)での「内」字によって相殺消去の機能や役割を持つ記録をもとに、純損益計算の手続きが採られている。つまり、『用下記』や『傳興記』に限らず、田部家の「出雲帳合」でも「内」字による区分計算は共通した記帳原理なのである。

とはいえ、田部家の「出雲帳合」を調査した旧神戸商業大学の平井泰太郎教授は、大阪毎日新聞が「田部家の帳合が、『複式簿記と原理を等しくする』と誤り傳へられたのは、此の點を誤解したるに出づるものである」(平井(1936), 339頁, 傍点原文)として、その複式簿記の原理を否定した。

したがって、『用下記』の記帳原理で重視した3つの特徴だけをもって、『用下記』が複式簿記と同じ原理を有し、しかも韓国最古の複式簿記だとするには、あまりにも説得力に欠ける。第一次資料である『用下記』の記録計算構造などを考証するとともに、関連資料や文献と照らして、あらためてその記帳原理を詳らかに検証する必要性がここにある。

注

- 1) 韓国三大紙は、朝鮮日報社の『朝鮮日報』、中央日報社の『中央日報』、そして東亜日報社の『東亜日報』であり、「朝中東」と称される。いずれも代表的な保守派新聞である。また、『月刊中央』誌は、『月刊朝鮮』誌と『新東亜』誌とともに時事月刊誌である。『月刊朝鮮』は朝鮮メディアグループの朝鮮ニュースプレスにより、『新東亜』は東亜日報社により発行されている。
- 2) 『서울新聞』は、大韓帝国（1897年～1910年）期の1904年7月に創刊された『大韓毎日申報』の経脈を有する日刊新聞である。『大韓毎日申報』は『毎日申報』と名を変えて朝鮮総督府の機関誌とされ、1906年創刊の『京城日報』の傘下に吸収され、『毎日新報』と改称された。独立後、現在の『서울新聞』として再出発している。
- 3) 朝鮮八道は、北から咸鏡道、平安道、黄海道、江原道、京畿道、忠清道、慶尚道、全羅道からなる。鶏林は、金富弼が新羅、高句麗および百済の三国時代から統一新羅までを記した『三国史記』（1145年）の故事によって「新羅」の別称として用いられており、全土を意味する。
- 4) 月出山は湖南地方の五大名山の1つで、光州の無登山、順天の曹溪山とともに湖南地方の三角地帯を形成する（韓国民族文化大百科事典 Website, 「月出山国立公園」参照）。月出山は韓国の三大霊山の1つで、最も霊気が強いとされる。
- 5) 靈巖郡は、靈岩邑と三湖邑の2つの邑と郡西面、金井面、徳津面、都浦面、美巖面、西湖面、始終面、新北面、鶴山面の9つの面から構成される。
- 6) 『靈巖八郷案』での靈巖郡の有力な姓には、これら3姓に続いて、慶州李氏（14名）、河東鄭氏（8名）、金海金氏（7名）、済州梁氏（7名）、天安全氏（7名）、善山林氏（6名）、利川徐氏（5名）、居昌慎氏（4名）、驪興閔氏（3名）、水原白氏（3名）、玄風郭氏（2名）、長澤高氏（2名）、礪山宋氏（1名）、星山玄氏（1名）、靈山辛氏（1名）、咸平魯氏（1名）、海州吳氏（1名）、崑山盧氏（1名）の順となっている。
- 7) 文翊相の『南平文氏大同譜』（1920年）によれば、南平文氏は次の5つの派に分けられるという。①忠恵公派、②忠宣公派（獻納公派、純質公派、毅安公派、侍中公派、成淑公派）、③監川郡派、④南齊公派、⑤順平府院君派（忠益公派、版図板書公派）である。
- 8) アジアのなかの日本の頼母子、「日本、韓国、中国、台湾の小口金融〔の：引用者〕いずれも共通するのは庶民が地域の相互扶助として『生活の知恵』（生活知）から生み出した点であり、その仕組みも『積金式』や『割引式』でほぼ類似し、地方よりも都市部で射幸心をおおるような金銭モヤイが見られる点も共通する。本来それは地域社会でお互いの生活を支え合う『自生的な社会秩序』として制度化されたものであり、他の互助組織は為政者による強制互助組織として機能したことがあったのに対して、あくまでも共生互助組織としての性格を維持してきた」という（恩田（2017）、21頁）。
- 9) 「KBS 歴史スペシャル」は毎週土曜日20時から21時に放送され、第1回は、中国吉林省通化市・集安市にある角抵塚と舞踊塚の高句麗古墳壁画に関する「映像復元、舞踊塚の高句麗が蘇る」であった。
- 10) KBS 第2テレビの「野望の歲月」で、柳仁村は現代建設代表取締役をモデルとした大韓建設職員を演じたことが、その後の政界入りに結びついている。モデルとした時の現代建設代表取締役こそ、後に大統領に就任する李明博であった。

- 11) なお, 「辛丑十月二十四日」の「辛丑」は1782年ではなく, 1781年である。
- 12) 場巖里の現在の決算報告書の記録では, 「合……以」という記録となっており, またこの記録は逆に一文字下げて記されている。
- 13) 宋明理学者の鄭麟趾^{チョンインジ}が編纂したもので, 文宗元年(1451年)に完成した正史である。
- 14) 行名が韓国商業銀行であった際に, 趙(1968)(趙(著)・杉本(訳)(2019))の研究により当該大韓天一銀行の帳簿に曙光が差し, その記帳原理などが明らかにされた。
- 15) KBS第1テレビが制作したドラマ「武人時代^{ムインシデ}」を指す。高麗時代中期における武人の英雄たちの民族史のダイナミズムを描いた全158話からなるドラマである。「武人時代」が2003年2月8日から2004年8月5日まで放送されていた(KBSドラマWebsite「武人時代」参照)ので, 放送日が2003年4月12日のこの「KBS歴史スペシャル」番組とも時間的に整合している。
- 16) 官僚登用試験としての科擧の受験資格は, 郷校の入学者にのみ与えられていた。
- 17) 傳與の意義には, 後世に引き継いで伝えるがある。

参 考 文 献

【英語文献】

Littleton, A. C. (1933), *Accounting Evolution to 1900*, New York: The American Institute Publishing (reprinted by New York: Russell & Russell, 1966) (A.C. リトルトン著, 片野一郎訳(1978)『リトルトン 会計発達史〔増補版〕』同文館出版)。

【韓国語文献】

- KBS 역사스페셜 (2004) 『역사스페셜 7 - 종이로 만든 보물창고 [완결편]』 효형출판。
- 고승희 (高承禧) (2023) 『한국회계문화사-그 기원과 진화의 과정-』 박이정。
- 김국진 (2003) 「발굴 특종 한국 最古의 복식부기 ‘用下記’ 262년만에 햇빛-영암 남평 문씨 대동계 회계장부… 조선중기 이후 경제사 연구 국보급 사료. 개성박물관 ‘사개장부’ 보다 22년 앞서-」, 『월간중앙』 별책부록 (Monthly History) No.1 역사탐험, 2003년 6月。
- 김대수 (2009) 「사개송도치부법 (四介松都治簿法) 의 뿌리를 찾는-한국회계학의 거목 고려대 조익순 명예교수-」 NewsMaker, 2009년12月2日 (<http://www.newsmaker.or.kr/news/articlePrint.html?idno=1035>)。
- 김하임 (2025) 「남평 문씨의 영암 정착과 지역내 위상변화」, 『인문사회과학연구』 第68卷第1号, 2025년 2月。
- 梁柱東, 閔泰植, 李家源責任監修 (1987) 『修正補正 漢韓大辭典』 明文社。
- 전성호 (全成昊) (2003) 「用下記란 무엇인가 감가상각까지 기록한 ‘투명’ 회계장부-차변과 대변 정확히 일치…단일화폐 사용 등 완벽한 복식부기 요건 갖춰-」, 『월간중앙』 별책부록 (Monthly History) No.1 역사탐험, 2003년 6月。
- 조선일보 (2004) 「조선시대에도 주종·회계감사 있었어요」, 『조선일보』 2004년 4月14日。
- 조태성 (2005) 「조선시대 전통 복식부기 있었다」, 『서울신문』 2005년11月10日。
- 趙益淳 (1968), 「四介松都治簿法에 관한 小考-大韓天一銀行의 記錄과 公開文獻을 中心으로-」, 『經營研究』 (高麗大學校企業經營研究所) 第6卷第2号 (趙益淳(著)・杉本徳栄(訳)(2019), 「四介松都治簿法に関する小考-大韓天一銀行の記録と公開文献を中心として-」, 『ビジネス&アカウンティングレビュー』 第24号, 2019年12月)。

허성관 (2018) 『개성상인의 탄생-세계 최고의 복식부기를 만든 사람들-』 도서출판 만권당.
 玄丙周 (1916) 『實用自修 四介松都治簿法 全』 友文館書會編纂, 德興書林.
 玄丙周編輯 (1928) 『實用自修 四介松都治簿法 全 [三刊]』 金璟植・裴俊汝并閱, 德興書林.

【日本語文献】

恩田守雄 (2017) 「東アジアにおける互助慣行としての小口金融-日本と韓国, 中国, 台湾との比較-」, 『社会学部論叢』 第27卷第2号, 2017年3月。
 杉本徳栄 (1998) 『開城簿記法の論理』 森山書店。
 善生永助 (1924) 『朝鮮人の商業』 (朝鮮總督府調査資料第11輯) 朝鮮總督府總督官房文書課。
 善生永助 (1926) 『朝鮮の契』 (朝鮮總督府調査資料第17輯) 朝鮮總督府總督官房文書 (善生永助・稲葉君山 (2002) 復刻版 韓国併合史研究資料③⑥ 『(1) 朝鮮の契・(2) 朝鮮の姓の由来』 龍溪書舎)。
 善生永助 (1929) 『朝鮮の市場經濟』 (朝鮮總督府調査資料第27輯) 朝鮮總督府總督官房文書 (善生永助 (2001) 復刻版 韓国併合史研究資料④ 『朝鮮の市場經濟』 龍溪書舎)。
 平井泰太郎 (1936) 「出雲帳合の性質」, 『國民經濟雜誌』 第61卷第3号, 1936年9月 (神戸大学経営学研究室編 (1972) 『平井泰太郎経営学論集』 千倉書房所収)。
 山下勝治 (1936) 「出雲帳合に於ける兩面勘定」, 彦根高等商業學校調査課 調査研究第50輯 (『彦根高商論叢』 第20号), 1936年12月。
 李覺鍾 (1923) 朝鮮民政資料「契に関する調査」, 1923年7月1日, 近現代資料刊行会企画編集 (2000), 戦前・戦中期アジア研究資料1 『植民地社会事業関係資料集 [朝鮮編]』, 25 社会事業政策 [經濟更生と社会教化] - 農山漁村振興運動と農村社会事業1, 近現代資料刊行会所収。

【YouTube】

KBS 역사스페셜-영상복원, 무용총 고구려가 살아난다/ KBS 1998年10月17日 방송。
 KBS 역사스페셜-유리알회계 300년 전의 거래 장부, 조선은 신용사회였다/ KBS 2003年4月12日 방송。
 JTBC Content Hub 다큐멘터리 클래식 (Documentary Classic) [다큐클래식] 고서, 지혜의 문 7회-돈이 아닌 신용을 남겨라, 사개송도치부법, 임방절목/Old book, wisdom #7-Korea bookkeeping, 2014年。